

令和8年5月版

富士見市立富士見特別支援学校 いじめ防止基本方針

第1 いじめの防止等の基本理念

いじめは、どの児童生徒、どの学校にも起こりうるもので、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるように対策を講じなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるように育まなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

第2 いじめの禁止

児童等は、いじめを行ってはならない。

(いじめ防止対策推進法 第4条)

第3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

いじめの態様

- 1 冷やかし、からかい、悪口、脅し文句、嫌なことを言われる
- 2 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 3 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- 4 ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 5 金品をたかられる
- 6 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 7 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- 8 パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

（文部科学省：児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査）

いじめ解消の定義について

「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる用件であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係わる行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行なわれる物を含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係わる行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じてないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

第4 いじめの防止等のための基本的方針及び取組

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処）のための対策に関する基本的な方針を定める。

（いじめ防止対策推進法 第13条）

（1）いじめの防止に関する取組

ア 道徳教育の充実について

【第15条第1項】

- ① 全教育活動において、児童生徒の実態を十分に考慮し、道徳的価値観を育む。
- ② 彩の国道徳を活用した授業を積極的に実施する。（教材資料集、指導案集、場面絵等）

イ 体験活動の充実について

【第15条第1項】

- ① 地域の小・中学・高等学校との支援籍学習、交流及び共同学習を教育課程に位置付け、より一層の推進に努める。
- ② 自然体験活動や集団宿泊体験を実施する際には「生命や自然を大切に作る心」「他人を思いやる優しさ」「社会性、規範意識を育てる」等を目的の1つとして実施する。
- ③ 体験的な学習を通して、相手が嫌がることは絶対しない態度や相手の気持ちを考えて行動できる力を育む。

ウ 児童生徒が主体的に行う活動及び支援について

【第15条第2項】

- ① 児童生徒の「好きなこと」「得意なこと」を生かし「学びに向う力・人間性」を重視した教育内容の充実に努める。
- ② 学校行事（運動会・体育祭・ふじみっこ祭り）は児童生徒同志の繋がりや絆を深めることを目的の1つとして考えて実施する。

エ いじめ防止を目的とした啓発活動について

【第15条第2項】

- ① 生徒安全指導部を中心に「いじめ撲滅」のためのポスターを掲示する。
- ② 個人面談等を通して、いじめに関する聞き取り調査を実施する。
- ③ 富士見市独自の道徳教材等を参考に、道徳的価値観を育む教育の充実を図る。
- ④ 「学校いじめ防止基本方針」について、学校便りやホームページへの掲載、学校説明会や保護者会等で地域や保護者に周知するとともに、子どもの様子や学校の教育活動を家庭や地域に発信し、学校・家庭・地域が連携して、いじめの防止に取り組む。

オ 保護者及び地域住民その他の関係者との連携について

【第15条第2項】

- ① 地域の協力を得て、教育活動に学習支援ボランティアを積極的に活用し、児童生徒の豊かな情操やコミュニケーション能力を育む教育を推進する。
- ② P T Aとの共催行事の内容面の充実を図る。
- ③ 「いじめ防止対策委員会」を中心に、警察、児童相談所、医療機関、市障がい福祉課等と適切な連携体制を構築する。

カ 計画的な教職員の研修の実施について

【第18条第2項】

- ① 生徒安全指導部の年間計画に「いじめ防止等のための対策に関する研修」を計画し着実に実施する。
- ② 「いじめ対応マニュアル」を作成し、教職員間で共有化を図るとともに児童生徒の実態に応じたものとなるよう絶えず見直しを行う。

キ インターネットによるいじめへの対応について

【第19条第1項】

- ① 生徒指導教育相談部が中心となり、インターネットや携帯電話の使用について適切な生徒指導が行われるよう努める。

ク その他、特に配慮が必要な児童生徒への対応
(発達障害、外国籍の子ども、性同一性障害等)

- ① 特に配慮が必要な児童生徒について、特性をふまえた適切な支援を行なうと共に、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行なう。

(2) いじめの早期発見に関する取組

ア 定期的な調査等について

【第16条第1項】

- ① 各担任は学期に1回、「個別面談及び家庭訪問等による聞き取り調査」を行い、該当者がいた場合、その後必要に応じて調査を行う。
- ② ①の調査結果は職員会議で報告し、職員間で情報を共有する。

イ 児童生徒、保護者、教職員が相談できる体制整備について

【第16条第2項・第3項】

- ① いじめに関する相談は、各学部において受け付け、その結果を速やかに管理職、生徒指導主任に報告する。また、相談は必要に応じて管理職、生徒指導主任、コーディネーター、その他関係者が同席して行うものとする。また、東日本大震災等により被災した児童生徒または原子力発電所事故により避難している児童生徒への配慮として、心身への影響や慣れない環境への不安等を理解すること。関係機関と連携し、適切なケアを行なうこと。被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- ② 校長は「いじめ発生」の事実を受けて、生徒指導教育相談部会（企画委員、生徒指導主任）を招集し、対応策を協議し迅速な対応を図る。
- ③ 生徒指導教育相談部会（企画委員、生徒指導主任）を開催し、校内教育相談・不登校対応体制の整備を行なう。また、教育相談室と連携・協力し、相談技術の向上を図る。
- ④ SC(スクールカウンセラー)、SSW(スクールソーシャルワーカー)等と連携を図り、教育相談の充実を図る。
- ⑤ 校務分掌の見直しや研修の整理・精選、教材や指導案の共有化、外部指導者の活用等教員の負担軽減を図る。さらに、チーム学校として、児童生徒が担任のみならず、担任以外の教員にも相談できる体制づくりを推進することで、子どもと向き合う時間を確保する。

ウ いじめを受けた児童等の教育を受ける権利等、
擁護する体制について

【第16条第4項】

- ① 生徒指導委員会及び学部の職員は、いじめの起きた学級の指導に協力し、担任とともに安全安心な環境の構築に努めなければならない。
- ② 校長は、関係機関（教育委員会、警察、医療機関、児童相談所、市障がい福祉課等）と連絡、連携を密に取り、被害を受けた児童等が安心して登校できる体制を築く。生徒指導教育相談部会を開催し、加害者の心のケアに努める。

（3）いじめへの対処に関する取組

ア いじめの通報等の義務について

【第23条第1項】

職員は、いじめの事実または、いじめが行われていると疑われる事実を察知したときは速やかに管理職及び生徒指導主任に報告しなければならない。

イ いじめの事実の確認及び教育委員会への報告について

【第23条第2項】

校長は、いじめの事実を確認した時は、速やかに教育委員会に連絡するとともに、その後詳細を調査し、書面にて報告しなければならない。（事故報告）

ウ いじめの確認があった場合、いじめをやめさせ、再発防止のため関係機関の協力を得て、いじめを受けた児童等とその保護者への支援、いじめを行った児童等への指導とその保護者への助言について

【第23条第3項】

学校は再発防止に向けて、児童生徒、保護者への継続的な指導に努めるとともに、関係機関（教育委員会、警察、医療関係、児童相談所、市障がい福祉課等）の協力を得て、生徒指導、生徒理解に関わる研修会を実施する。

後は（2）ウに同じ

エ いじめを受けた児童等が安心して教育が受けられる措置について

【第23条第4項】

学校は、いじめを行った児童生徒、保護者の十分な理解を得ながら、教育委員会の指示のもと出席停止、また加害児童生徒の別室指導等、必要な措置を講ずる。

オ いじめを受けた保護者といじめを行った保護者間で争いが起きないように、いじめの情報を共有する措置について

【第23条第5項】

学校は、児童生徒・保護者に対して、学校が行ういじめへの対応、加害・被害児童生徒双方の情報を共有する機会を適切に設け、誤解の生じないように努める。

カ いじめが犯罪行為の場合について

【第23条第6項】

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは直ちに東入間警察署に連絡し、連携してこれに対処するとともに、教育委員会にその旨を報告しなければならない。

2 富士見特別支援学校いじめ防止対策委員会の設置

学校がいじめに関する問題への対処をより実効的に行うため、
いじめの防止等の対策の中核的な役割を担う組織を設置する。

(いじめ防止対策推進法 第22条)

校内組織

(1) 構成員

(学校) 校長、教頭、教務主任、学部主事、副主事、コーディネーター、
生徒指導主任

(外部) 学校評議員 学識経験者

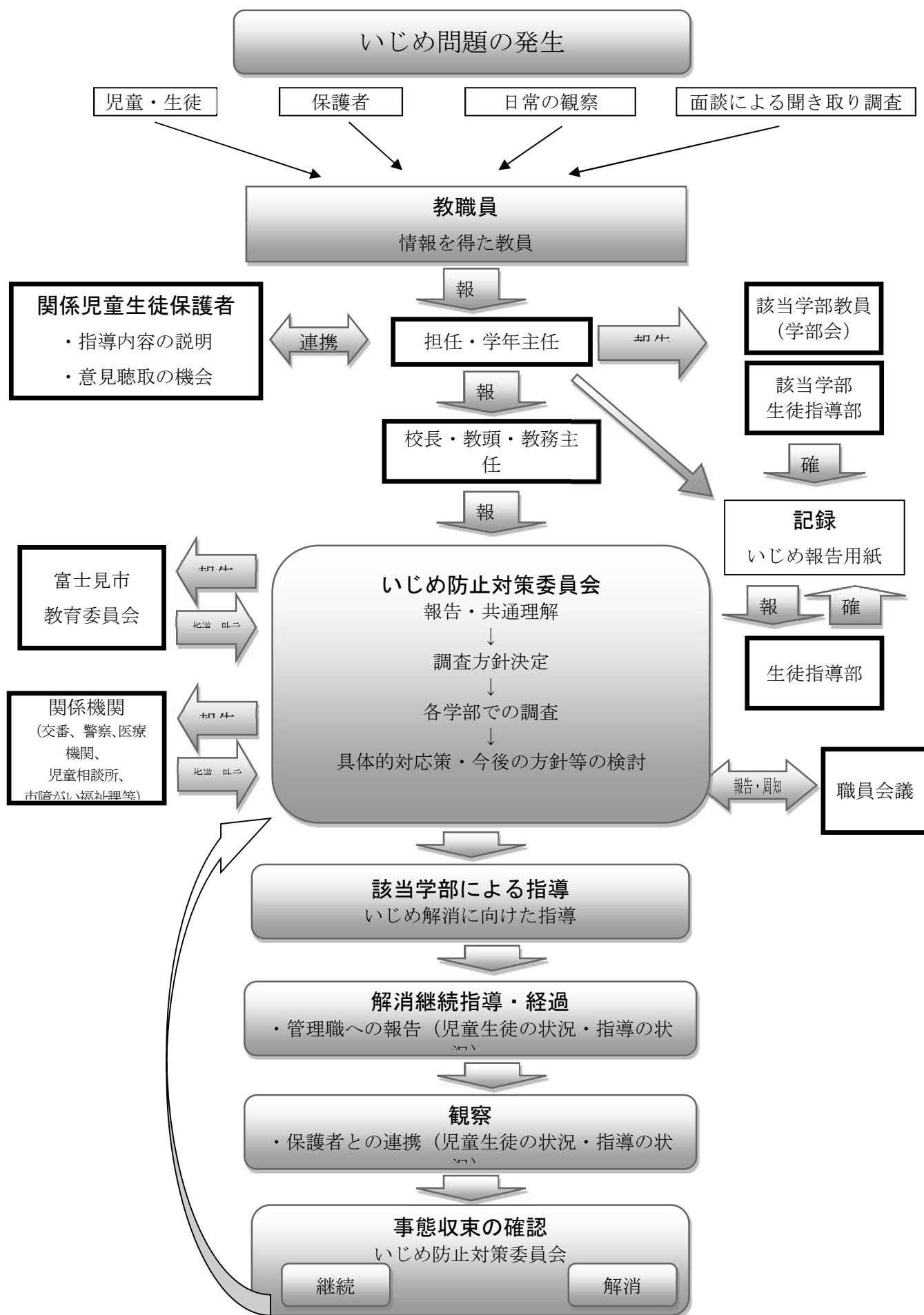
(2) 活動内容

- ① いじめ等、生徒指導上の課題の報告・協議
- ② いじめ等、生徒指導上の課題解決の方策の検討
- ③ いじめ防止の取組の検証

(3) 開催

- 4、6、9、11、12、1、2月に開催する。
- 重大事案が発生した場合は、即時開催し対応にあたる。

校内組織図



第5 重大事態への対処

1 重大事態とは

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

『生命、心身または財産に重大な被害』について

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 など
- (国のいじめの防止のための基本方針参酌)

- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき。

『相当の期間学校を欠席』について

- ・ 不登校の定義に踏まえ年間30日を目安とする
 - ・ 30日に達していなくても一定期間、連続して欠席している場合
- (国のいじめの防止のための基本方針参酌)

『相当の期間学校を欠席』していない場合でも児童等や保護者から申立てがあった場合

(国のいじめの防止のための基本方針参酌)

(いじめ防止対策推進法 第28条)

2 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の調査及び情報提供について

【第28条第1項・第2項】

学校において重大事態が発生したときは、その事実関係を明確にするための調査を実施し、当該児童生徒及び保護者に対して、事実関係等その他必要な情報を提供しなければならない。

(2) 教育委員会への報告について

【第30条第1項】

- ① 重大事態が発生した場合、教育委員会へ発生 of 報告をする。その後問題の終息を見るまでは、緊密な連絡・報告・相談を行うものとする。
- ② 生徒や保護者から重大事態に至ったという申し立てがあったときは、「いじめの結果重大事態に至ったとは言えない。」場合であっても、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。

第6 その他いじめの防止等のための重要事項

1 学校基本方針の見直し

学校は、学校基本方針に定めるいじめ防止等の取組が実効的に機能しているか富士見特別支援学校いじめ防止対策委員会において検証し、必要に応じて見直す。

(国のいじめの防止のための基本方針参酌)

2 評価

学校評価

- ① 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組みの実施状況を評価項目に位置づけ、その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめ防止等のための取組みの改善を図る。

3 年間行事予定

参考：学校いじめ防止基本方針に基づき、全教職員が何に取り組みどのような成果を上げられるかが理解できる年間計画及び PDCA サイクルで検証可能な年間行事案を添付する。

	小学部	中学部	高等部
4 月	・各学年、各教科、各委員会、各分掌における新年度いじめ防止基本方針に沿った指導法等の確認 ・朝会、職員会議等でいじめ防止等の啓発 ・生徒指導部会における情報交換 ・学部集会等でいじめ防止等の教育 ・保護者会等でいじめ問題の啓発 ・個別面談及び家庭訪問等による聞き取り調査		
5 月	・個別面談による聞き取り調査		

	・自分自身に関わることについて教育活動全般を通しての指導 ・児童等が主体的いじめ防止活動（運動）開始
6 月	・学校運営支援者協議会（教育方針等の説明） ・生徒指導部会における情報交換
7 月	・児童生徒及び保護者へ夏休みの過ごし方等の指導 ・ネットによるいじめ防止教育 ・「学校いじめ防止基本方針」1 学期評価・改善検討 ・他人とのかかわりについて教育活動全般を通しての指導
8 月	・朝会、職員会議等がいじめ防止等の啓発 ・学部集会等がいじめ防止等の教育
9 月	・生徒指導部会における情報交換
10 月	・自然等とのかかわりについて教育活動全般を通しての指導
11 月	・生徒指導部会における情報交換
12 月	・児童生徒及び保護者へ冬休みの過ごし方等の指導 ・「学校いじめ防止基本方針」2 学期評価・改善検討 ・集団・社会とのかかわりについて道徳の時間での指導 ・学校評価、保護者アンケート ・個別面談による聞き取り調査 ・生徒指導部会における情報交換
1 月	・朝会、職員会議等がいじめ防止等の啓発 ・学部集会等がいじめ防止等の教育 ・授業改善に関わる研究授業 ・個別面談による聞き取り調査 ・生徒指導部会における情報交換
2 月	・学校運営支援者協議会で学校評価、保護者アンケート公表 ・人間としての在り方生き方について教育活動全般を通しての指導 ・生徒指導部会における情報交換
3 月	・学校便り、HP で学校評価、保護者アンケート公表 ・今年度の問題の検討及び新年度の取組の検討 ・企画委員会において、今年度の成果・課題の検討及び新年度の取組を検討